

# なくす会ニュースレター

〒330-0064  
さいたま市浦和区岸町 7-11-5  
Tel048-844-8972 Fax048-829-7444  
[nakusukai.01@saitama-k.com](mailto:nakusukai.01@saitama-k.com)  
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



## 第17回通常総会について

なくす会団体正会員及び個人正会員の皆様へ 書面または委任状での議決とします

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、第17回通常総会は規模縮小での開催を予定しております。正式な決定は5月26日開催のなくす会第7回理事会で行なうため、変更する可能性もありますが、現状をお知らせいたします。

1. 参加人数、開催時間を極力抑えた開催方法とするため、議決は書面または委任状により行うものとします。  
議題のうち、報告は文書報告を基本とし、記念講演は行ないません。
2. 埼玉会館での開催を予定しておりますが、現在休館中であり、休館が継続する可能性もあることから、埼玉県生活協同組合連合会コミュニティルーム（1階会議室）も仮予約しています。追って、正式にご案内いたします。

◆議案書一式は、6月初旬に順次会員の皆さまにお送りいたします、

1. 日時：2020年6月23日（火） 10:00～11:00（予定）
2. 会場：埼玉会館または埼玉県生協連コミュニティルーム（6月初旬決定）
3. 議題：

第1号議案	2019年度事業報告並びに活動決算承認の件 監査報告
第2号議案	役員選任の件
報告	第1回理事会報告 2020年度事業計画と活動予算 検討委員会報告、活動委員会の活動報告

一般の皆様へ

例年、総会へのオブザーバー参加及び記念講演への参加をご案内しておりましたが、今年度の総会は一般の方の参加はご遠慮いただく予定です。正式なお知らせは5月26日の理事会後にホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。



- ◇ 緊急事態宣言を受けて事務局業務を縮小しており、電話でのお問合せに対応することができません。メール [nakusukai.01@saitama-k.com](mailto:nakusukai.01@saitama-k.com) または F A X 048-829-7444 にてお問合せください。
- ◇ なくす会では、消費者力アップ学習会（3/2）、活動委員会（3月～5月）、消費者被害防止サポーター全体研修会（2/28）を中止しております。規模縮小での総会開催につきまして、ご理解、ご協力いただきたくよろしくお願いいたします。

## 広告表示が改善されました！ ～活動委員会・2019年4月～2020年3月の報告～

活動委員会では、景品表示法などの法律にとらわれない消費者目線で広告表示改善要望などの活動を行なっています。

### ①活動の中でわかったこと

- 問題と思われる広告は、いわゆる健康食品や美容関係に関するものが非常に多い。
- 価格や返品、返金などの条件表示などに関し、消費者にとって分かりにくい表示が多い。
- 効能効果が誇張されていると思われる表示（写真含む）も多い。



⇒活動委員会からの広告表示改善要望書送付に対して、改善していただける事業者が多くあり、「消費者にとってよりわかりやすい広告」が増えることにつながっていることはとてもやりがいがある！ただ、回答してもらえない事業者があるのは残念・・・。

### ②改善要望や問合せ活動の内容と進捗状況

事業者	改善要望	結果
《新聞広告》 電化製品 【改善】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高額な商品であるにもかかわらず、『返品不可』の表示がわかりにくい</li> <li>● 医療機器としての注意事項が不足している</li> </ul>	文字が大きく改善され、また、電話注文の際にも返品不可の旨個別に伝えているとの回答 Webでの注意喚起記載ページのURLが新聞広告の商品詳細記載場所に表示された
《新聞広告》 美容施術 【継続中】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小ジワを目立たなくするとの記載の脇に「効能効果試験済み」とある。治験の概要について問合せ。</li> <li>● 「世界初」の注釈を近くに表示を</li> <li>● 「良い印象の写真」と「悪い印象の写真」を並列で表示していることにより、「良い印象の写真」のように改善すると誤解を招く。</li> </ul>	「今後当該商品の新聞広告を出す予定はない」「依頼した試験機関のホームページに掲載されている概要を同様なのを見てほしい」と、口頭での回答のみ
《新聞広告》 健康食品 【改善】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期購入であることがわかりにくいので、大きな文字で記載を</li> <li>● 解約条件、送料を大きな文字で記載を</li> <li>● ほぼ全面がいわゆる体験談だが、どのような根拠に基づいているのか</li> </ul>	問合せや電話での注文の際に詳細説明を徹底しているが、いただいた意見を前向きに検討する試験協力機関に委託して臨床試験を実施、有用性ありとのデータを取得している
《ホームページ》 業界・協会 【改善】	消費者から求めがあればすべて対応すると読める記載の改善を	要件を満たした場合のみ対応することがわかりやすいよう改善した
《新聞広告》 老人ホーム 【継続中】	施設概要などの文字が非常に小さく判読困難なため、改善を要望	昨年の要望書に対し回答がないことから、今年度も同様の改善要望書を送付。いまだ回答なし

## ご注意ください！ 新型コロナウイルスに関して、トラブルが増えています！

新型コロナウイルス感染拡大の不安につけ込む、消費者トラブルが増えています。

埼玉県および消費者庁ホームページから引用したトラブル事例をご紹介します（2020年4月28日現在。新たな被害が日々増えています。都度ご確認ください）

不安につけ込む情報に惑わされることがないように、十分ご注意ください。



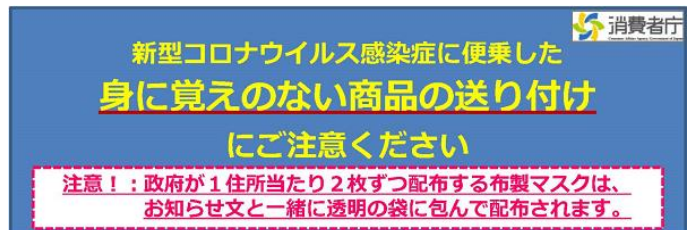
### 【事例1】

注文した覚えのないマスクが私宛に国際郵便で自宅の郵便受けに投函されていた。請求書は入っていない。気持ち悪いが、どうしたらよいだろうか。

⇒ 一方的な送り付けであれば、後日請求が

来ても支払う必要はありません。また、原則、商品の送付があってから14日間を経過したときは、自由に処分（使用することも）できます。ただ、誤配の可能性もあるため、しばらく保管しましょう。

※伝票など届いた日にちと時間がわかる証拠を必ず残しておきましょう。14日経ったら、開けずにとっておいたことを証明するためにもう一度写真を撮っておきましょう。



### 【事例2】

インターネット通販で消毒液を注文し、指定された個人名の銀行口座に振り込みした。一向に商品が届かず、業者に電話したがつながらない。

⇒ 注文前に販売者に不審な点（日本語がおかしい、電話番号が一桁足りない等）はないか確認しましょう。注文後、振込先として個人名義の銀行口座で前払いを指示する連絡がきた場合、詐欺であるケースが多いので、振り込みは慎重に行いましょう。



被害の状況は日々変わっています。

詳しくは以下のホームページなどをご確認ください。

●埼玉県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/soudanjirei/200425.html>

●消費者庁ホームページ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/notice\\_200227.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice_200227.html)

●国民生活センターホームページ

[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coronavirus.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html)



◆困った時には、お近くの消費生活センター等に相談ください。消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。



# (株)ROOKIES に対する差止請求訴訟を提起しました

なくす会は 2019 年 3 月 31 日、株式会社 ROOKIES（本社：大阪府吹田市、以下当該事業者という）に対し、差止請求訴訟を提起しました。

当該事業者が運営するポータルサイト「チケットプロモーション」のサービス利用契約には、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 号、消費者契約法第 9 条第 1 号、消費者契約法第 10 条に違反する条項があるとして、該当する規約の使用差止を求めています。当該事業者に対しては 2018 年 7 月から「お問合せ」、「申入書」、「差止請求書」を送付していましたが、全く回答がないことから差止請求訴訟提起に至りました。



## 差止を求めた条項及びその理由

### 第 1 条

5 ID 及びパスワードに偽造・盗用・不正使用等の事故があった場合においても、弊社はかかる事由により生じた損害について、一切の責任を負わないものと致します。

※他、第 20 条第 3 項及び第 5 項も同様の免責条項であり差止の対象



本件サイトを利用した消費者（以下、「本件サイト利用者」という。）に何らかの損害が生じ、当該損害につき被告に帰責事由が認められる場合であっても一律に被告が本件サイト利用者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項のため、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 号に抵触する。

### 第 4 条

1-4 送付状況の確認が取れない発送方法（普通郵便等）にてチケットを発送した際の発送事故による紛失 及び盗難等により、買い手の方へチケットが届かない際は、第 11 条 2 項に該当すると判断し送料込売価の全額をキャンセル料金として申し受けます

※他、4 条 1 項 5 号、4 条 2 項、6 条 2 項、7 条 2 項、11 条 2 項も同様のキャンセル料条項であり差止の対象



本件サイト利用者間の取引成立時において当該事業者が受け取るべき手数料は、売り手が負担する送料込売価の 10 パーセント又は 800 円のいずれか高い額（規約 4 条 1 項 1 号）とされているが、本条項は、利用者に対してチケット等取引額と同額の違約金を課すことを定める内容と考えられる。よって通常受領する手数料を超える部分は、消費者契約法第 9 条第 1 号に抵触する。

また、消費者の解除の権利を著しく限定するものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法第 10 条に抵触する。



(株)ディー・エヌ・エー控訴審の第 1 回期日(5/19)が延期になっております。決まり次第 HP にアップいたします。

### お願い

会費納入のお願いを同封させていただきました。早めの納入にご協力をお願いいたします。

年会費：個人正会員 3,000 円 個人賛助会員 1,000 円

振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店

普通 No.5098908

特非) 埼玉消費者被害をなくす会

問合せ：FAX 048-829-7444

E-mail nakusukai.01@saitama-k.com



消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！



◆埼玉県消費生活支援センター（彩の国くらしプラザ内） TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188（いやや!）（お住まいの市町村相談窓口につながります）